

地籍調査支援システム貸借
仕様書

裾野市役所 建設部 建設課

令和7年6月

第1条（目的）

本仕様書は、裾野市（以下「発注者」という。）が実施する地籍調査事業を効率的、且つ円滑に進める上で必要な地籍調査システム（以下「本システム」という。）を受注者が適正且つ円滑に納入する上で必要となる事項を定める事を目的とする。

第2条（概要）

「地籍調査支援システム貸借」（以下「本業務」という。）の概要は下記のとおりとする。

（1）設置場所

裾野市佐野1059番地

裾野市役所 建設部 建設課

（2）貸借期間

60ヶ月間（令和7年8月1日 ～ 令和12年7月31日）

納入については、上記の期間開始日までに納入とする。

（3）各年度の契約金額決定方法

各年度の契約金額は、落札価格を次の率で按分することにより決定し、その年度ごとの金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額はすべて初年度の金額に合算する。

令和7年度 60分の8

令和8年度 60分の12

令和9年度 60分の12

令和10年度 60分の12

令和11年度 60分の12

令和12年度 60分の4

第3条（本システムの定義）

本システムとは、下記（1）～（3）の内容を有するものとする。

（1）E 工程事務支援システム：地籍調査票及び地籍簿案等を作成するソフトウェア。

（2）調査図システム：調査素図及び調査図を作成するソフトウェア。

（3）データベースソフト：受注者のシステム仕様に則した、且つ運用に支障がないもの。

第4条（準拠する法令等）

本システムの仕様は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に準拠しているものとする。

（1）国土調査法

（2）国土調査法施行令

（3）国土調査法による不動産登記に関する政令

（4）地籍調査作業規程準則

（5）地籍調査作業規程準則運用基準

（6）基準点測量作業規程準則

（7）地籍簿の様式を定める省令

（8）地籍図の様式を定める省令

（9）地籍調査事業の工程管理及び検査の手引

（10）数値地籍情報の記録形式等について

（11）地籍調査成果の数値情報化実施要領

（12）地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例

（13）地籍調査成果電子納品要領及び地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン

（14）測量法

（15）不動産登記法等関連法規

（16）地籍基本調査成果電子納品要領

（17）その他関係法令等

第5条（資格）

本業務の受注者は、以下の要件を満たしているものとする。

- （1）一般社団法人日本国土調査測量協会の会員。
- （2）ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマーク資格を有するもの。

第6条（守秘義務と個人情報の保護に関する義務）

本システムの導入及び運用において、地籍調査に関わる全ての個人情報の取り扱いには十分な体制にて管理するものとする。なお、本システムの導入にあたり知り得た発注者の一切の情報について、第三者に漏洩してはならない。

第7条（成果品の検査・納品）

本業務の成果品の検査については、本システムを納入後、発注者の検査を受けるものとする。万が一、発注者から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合は、受注者はこれを速やかに修正し、再検査の合格をもって完了するものとする。

第8条（疑義）

本システムの導入にあたり、本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し、協議結果に基づき本システムを納入するものとする。

第9条（特記事項）

この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により本契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における 賠償額は両者協議して定めるものとする。

第10条（ソフトウェアの機能）

本システムは下記（1）～（3）の機能を有するものとする。

- （1）地籍調査事務を行う上で、支障が出ないような基本的な機能。（調査地区毎のデータ管理、各種調書の作成、出力等）
- （2）法務局のデータ等を職員が随時取り込むことができること。
- （3）地籍フォーマット 2000 を随時職員が取り込むことができ、調査後の面積を一括で入力できること。

第11条（設定等）

出張作業により、発注者指定のハードウェア 4 台（1 台を親として残りの 3 台を子とする）に第 10 条のソフトウェアを運用できるように設定するものとする。ライセンスキーは 1 本とし、ライセンスキーの差し替えにて運用を行うものとする。なお、2 年目以降の設定に関しては、別途契約する保守契約中の定期訪問の際に、新規ハードウェアへの設定と、不要となったハードウェアでの削除を行う。

第12条（使用するハードウェア）

ソフトウェアは以下のハードウェアに対応しているものとする。

①OptiPlex 3060 （親）

ストレージ(C)	107GB
実装 RAM	8.00GB
CPU	Intel(R) Core(TM) i5-8400T CPU @ 1.70GHz
GPU	Intel(R) UHD Graphics 630
ディスプレイ解像度	1920×1080

②Surface Laptop 4 (子)

ストレージ	236GB
実装 RAM	8.00GB
CPU	11th Gen Intel(R) Core(TM) i5-1145G7 @ 2.60GHz
GPU	Intel(R) Iris(R) Xe Graphics
ディスプレイ解像度	2256×1504

③PC-VKL21XZG5 (子)

ストレージ	112GB
実装 RAM	8.00GB
CPU	Intel(R) Core(TM) i3-8145U CPU @ 2.10GHz
GPU	Intel(R) UHD Graphics 620
ディスプレイ解像度	1920×1080

第 1 3 条 (背景図データの作成)

発注者指定の背景図データ(航空写真・地形図等)を本システムに取り込むものとする。
なお、データについては、発注者よりCD-ROM等により受注者に貸与するものとする。

第 1 4 条 (既存システムからのデータ移行)

発注者が現在使用するシステムの全データを変換・移行し、受注者が納入するシステムにおいて、仕様に則した運用ができるものとする。なお、移行に関わる作業に必要となるデータについては、発注者よりCD-ROM等により受注者に貸与するものとする。

第 1 5 条 (システム保守)

システム保守に関しては、別契約にてシステム保守契約を結ぶものとする。

第 1 6 条 (システムデータのバックアップ)

システムデータのバックアップについては、安全且つ確実に有効なバックアップ環境を装備し、データの管理及び保守に対応できるものとする。

第 1 7 条 (撤去作業)

受注者は、本契約による賃貸借期間が満了を迎えた際、全てのソフトウェア等を撤去するものとする。
なお、これに掛かる作業費用は受注者の負担とする。

第 1 8 条 (データ出力作業)

受注者は、本契約による賃貸借期間が満了を迎えた際、発注者がシステムで構築したデータについて、発注者指定のデータ形式で提出するものとする。なお、これに掛かる作業費用は受注者の負担とする。

第 1 9 条 (成果品)

納入すべき成果品は以下の通りとする。

(1) E 工程事務支援システム	: 1 ライセンス
(2) 調査図システム	: 1 ライセンス
(3) データベースソフト	: 1 式

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受託者(以下「乙」という。)は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「業務」という。)の処理上知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)については、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

第2 適正な管理

乙は、個人情報の漏えい、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第3 秘密の保持

乙は、個人情報を他に漏らしてはならない。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

第4 目的外使用等の禁止

乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第5 収集の制限

乙は、個人情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第6 複写等の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を複写し、複製し又は持ち出してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を乙以外の第三者に委託することができる。この場合において、乙は当委託に係る業務遂行能力を持つ者を責任を持って選定することとし、事前に書面にて甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項に基づき甲の承認を求める場合は、再委託の内容、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を書面で提出しなければならない。
- 4 2 項の規定により乙から委託を受けた者は、本委託契約により乙が履行すべき義務と同等の義務を負うものとし、乙は、その旨明記した書面を乙及び当該委託業務を受けた者との連名で甲に提出しなければならない。
- 5 乙から当該委託業務を受けた者がさらに他の第三者に委託してはならない。

第8 取扱者への周知

乙は、業務の処理に当たって個人情報を取り扱う者に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第9 業務完了後の取扱い

乙は、業務が完了し、又はこの契約を解除されたときは、遅滞なく個人情報に関する記録を甲が利用可能な状態とし記録の属性一覧(項目名、形式、桁数等)及びコード表とともに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第10 処理状況の報告等

甲は、必要と認めるときは、乙に対して個人情報の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

第11 事故報告

乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

第12 損害賠償

乙がこの特記事項に違反し、その違反により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

- 2 前項の規定による賠償の額は甲、乙協議して定めるものとする。

内訳書

費 目	数量	単位	単 価	金 額	備考	
ソフトウェア						
E工程事務支援システム	1.0	式				
調査図システム	1.0	式				
データベースソフト	1.0	式			システムの仕様に則したもの	
小計						
設定作業等						
システムセットアップ(スタンドアロン)	1.0	台				
システムセットアップ(クライアント)	3.0	台				
出張作業・交通費(操作説明含む)	2.0	日				
既存地籍データ構築 (地籍フォーマット2000等)	1.0	式				
背景画像設定(航空写真、DM画像他)	1.0	式				
小計						
合計						

月額リース料		
消費税込み	10.0	%
1年間リース料		
(消費税込み)	10.0	%
5年間リース料		
(消費税込み)	10.0	%